

# 関西圏 国家戦略特別区域計画 (素案)

平成26年6月23日

関西圏 国家戦略特別区域会議

## **I. 国家戦略特別区域の名称**

「関西圏 国家戦略特別区域」

## **II. 法第2条第2項に規定する特定事業の内容等**

区域計画に特定事業として位置付けるべき事業について、まずは、以下に掲げるものを候補とし、次回の区域会議に向け、検討・調整を行う。

### **1. 医療分野**

#### **(1) 保険外併用療養に関する特例 関連事業**

- ① 大阪大学医学部附属病院(大阪府吹田市)が、同病院において、製薬企業等との連携により、革新的な医薬品、医療機器及び再生医療(卵巣癌治療薬の国内早期承認等)の研究開発を推進する。【本年中に実施】
- ② 独立行政法人国立循環器病研究センター(大阪府吹田市)が、同センターにおいて、循環器病に関する研究成果の迅速な臨床応用に向け、革新的な医療機器及び医薬品等(心不全治療薬のがんへの適用等)の研究開発を推進する。【本年中に実施】
- ③ 京都大学医学部附属病院(京都市左京区)が、同病院等において、iPS 等再生医療関係の高度で先進的な医療の臨床化、革新的な医薬品の試験や最先端の医療機器等の開発を推進する。【本年中に実施】

#### **(2) 病床規制に係る医療法の特例 (国家戦略特区高度医療提供事業)**

- ④ 公益財団法人先端医療振興財団が、世界初のiPS細胞を用いた臨床研究である網膜再生治療をはじめとする最先端の医療技術の実用化促進などを図るため、眼科病院(新規病床 30 床)を整備し、研究室、細胞培養施設及びリハビリ施設と一体となった「(仮称)神戸アイセンター(神戸市中央区)」を形成する。【来年中に着工】

## 2. 都市再生・まちづくり分野

### (1) 都市計画法等の特例

(国家戦略建築物整備事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業等)

- ① 大阪市都心部を、単一用途(オフィス)から複合用途のまちへ転換するとともに、職住近接のビジネス拠点として再構築するため、都市開発事業者が、都市計画法等の特例を活用し、チャレンジ・イノベーションを支える都市環境を整備する。  
【速やかに順次、都市計画の協議に向けた手続の準備を開始】

### (2) エリアマネジメントに係る道路法の特例 (国家戦略道路占用事業)

- ② 一般社団法人グランフロント大阪TMOが、道路法の特例を活用し、グランフロント大阪内の歩道空間において、収益施設、利便施設、にぎわいや景観創出のための施設等を設置する。【速やかに、公安委員会との協議を開始】

### (3) 旅館業法の特例 (国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

- ③ 外国人滞在施設経営事業を実施する者が、大阪府、兵庫県、京都府における都心部を中心として、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に対応するため、外国人滞在施設を経営する。【本年中に実施】

## **Ⅲ. 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果**

特定事業に関する検討・調整と合わせ、次回の区域会議までに精査・検討する。

## IV. その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

### 1. 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)」に掲げられた規制改革事項等の活用

#### (1) 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

- 雇用条件の明確化等を通じ、ベンチャー企業やグローバル企業の設立等を促進するため、事業実施者の早期選定を行い、大阪市都心部において、社会保険労務士・弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を開設する。【本年中に実施】

なお、これまで大阪府・市が取組んできたベンチャー振興、外資系企業誘致に係る事業等と連携し、共同のセミナーの開催、企業のセンターへの紹介等を行う。

#### (2) 「公設民営学校」の設置

- 公設民営学校 については、公立学校で多様な教育を提供する観点から、本年 5 月 29 日に大阪市教育委員会から、これまでの文部科学省との協議を踏まえた提案(注)を行ったところであり、今後、早期の実現に向け、速やかに対処する。

(注)「国際バカロレア認定コースと特色ある学科を併せ持つ中高一貫校の開設」

- ・ 中学校の早い段階からグローバル人材と、例えば理数系や英語等に特化した学科開設に伴う特色ある人材の双方の育成に資する機会を提供。国際的な人材の子女の受け入れなどにより、国際ビジネス環境を整えた都市づくりに寄与。

## 2. 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等

関係地方公共団体や関係事業者からの提案などを踏まえ、関西圏国家戦略特別区域会議として、以下の事項について、検討を進める。

### (1) 女性の活躍推進等への対応のための外国人家事支援人材の活用

- 女性の活躍推進等の観点から、事業者及び利用者のニーズ把握や、区域会議における国・自治体・事業者間の協議・調整に基づき、地方自治体による一定の管理体制の下、当面、大阪府の区域において試行的に、外国人家事支援人材の受入れを行うことを検討する。

### (2) 外国企業等による日本法人の設立・創業人材の受入れ

- グローバル企業の設立等を支援するため、各種手続の窓口集約のワンストップ化や申請書の英語対応等について検討する。  
また、外国人による起業等を支援するため、投資最低基準(500万円)を引き下げ、法令への記載など透明性を高めるとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、創業人材の受入れ、留学生の起業・就職を容易にする新たな仕組みについて検討する。

### (3) 労働時間規制の改革

- 高度な能力を持ったチャレンジ人材が内外から集まり、ビジネスに挑戦できる環境をつくるため、幅広い職種を対象に、成果に連動した新たな労働時間規制について検討する。

### (4) 保険外併用療養の拡大

- 現在、臨床研究中核病院等と同水準とされている基準について、一定の要件を満たす特定機能病院や、高度専門病院群にも拡大することについて検討する。

### (5) 税制(法人税など)

- 地方税の減免措置を講じている地域における法人税について、税制改正要望に向けて具体的な要望内容を検討する。